

伝送方式の種類	
品目	3.4kHz

- ① 専用設備（設備に専用設備及び附置専用設備を除く。）については記載すること。
- ② 契約約款等において規定するサービスの細区分と別添表とを一致させること。
- ③ 電気工事の費用（両向き非両向き）と別添表とを一致させること。
- ④ 品目と単位とを一致させること。
- ⑤ 専用設備事業年度の電気設備費の増減と継続された設備については、当該設備を利用する者の所在する都道府県で設定されたものとして記載すること。新たに契約を締結したものはすべて新規として、記載を要しない。
- ⑥ 標準事業所価目については、別添表に再掲すること。
- ⑦ 「標準事業所」の欄には、標準事業所の所在地は、日本産業規格都道府県コードの数字の順序によること。
- ⑧ 記載する都道府県名に対応し、増し及び減を適宜減算すること。
- ⑨ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 番とすること。

注 1 専用設備（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）については記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分とこれと異なること。
3 定款方式の名称（明細及び併用明細）とこれと異なること。
4 商品番号を記載すること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される関係については、当該設備を利用する者の所在する都府県で設定されたものと記すこと。
6 新たに契約を締結した品目については、記載を要しない。
7 継続専用回線については、別表一再掲すること。
8 「標準通信」の欄に記載の標準通信の規格は、日本電気規格標準通信コードの番号の順序によること。
9 記載する標準通信の欄に応じ、誤及び漏を消滅させること。
10 利用の大きさは、日本電気規格 A 列 4 番とすること。

電氣通信役務通信量等狀況報告
都道府県間別回線数

2025年3月31日現在

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 一般専用・帯域・音声伝送計

[illegible]

- ① 専用設備（設備に専用設備及び附置専用設備を除く。）については記載すること。
- ② 契約約款等において規定するサービスの細区分とこれらとを異なること。
- ③ 電気工事費（商品及びサービス）とこれらとを異なること。
- ④ 商品とこれらとを異なること。
- ⑤ 付加価値サービスの提供開始と提供終了後とを異なる国については、当該国に利用する者の所在地を都道府県で設定されたものと記載すること。新たに契約を締結した品目については、記載とを異なること。
- ⑥ 提供開始国目について、別表一再掲すること。
- ⑦ 「提供開始の国」に日本を都道府県の単位は、日本産業規格都道府県コードの順の順序によること。
- ⑧ 記載する都道府県の数に応じ、下り及び消費量増減すること。
- ⑨ 利用の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

伝送方式の種類

- ① 専用設備（設備に専用設備及び附置専用設備を除く。）については記載すること。
- ② 契約約款等において規定するサービスの細区分と別添との一致を要すること。
- ③ 電気工事の費用（両向き非両向き）と別添を一致させること。
- ④ 品目と一致するものとする。
- ⑤ 専用設備事業事業の電気設備費と機械・設備とを同一扱いについては、当該設備を利用する者の所在する都道府県で設定されたものとして記載すること。新たに契約を締結した日については、記載を要しない。
- ⑥ 標準事業所価目については、別添に再掲すること。
- ⑦ 「標準事業所」の欄には、標準事業所の所在地は、日本産業規格都道府県コードの数字の順序によること。
- ⑧ 記載する都道府県に対応し、上下及び増減を算定減算すること。
- ⑨ 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 番とすること。

